

誰が継ぐ？ 親族vs役員vsM&A 事業承継と株価評価

2021年11月19日

株式会社M&A DX

I.弊社案内		
1.自己紹介	・・・	P.3
2.会社概要	・・・	P.4
3.サービスラインナップ	・・・	P.5
II.事業承継の環境		
1.経営者の状況	・・・	P.7-9
2.事業承継に関する悩み	・・・	P.10-12
III.事業承継の方法	・・・	P.13-22
IV.親族内承継（相続）の留意点	・・・	P.23-27
V.税法における株式の評価方法		
1.税法・M&Aにおける株式の評価方法の比較	・・・	P.29
2.税法における株式の評価方法	・・・	P.30-38
VI.M&Aにおける株式の評価方法		
1.各評価手法の概要	・・・	P.40-41
2.年買法	・・・	P.42-45
3.DCF法	・・・	P.46
4.類似会社比較法	・・・	P.47
VII.相続とM&Aの計算事例	・・・	P.48-58

I. 弊社案内

1. 自己紹介



牧田 彰俊

✓公認会計士

株式会社M&A DX 代表取締役

牧田公認会計士事務所 代表

株式会社保険のすばる 代表取締役会長

Youtuber「M&A DX」

✓有限責任監査法人トーマツ入所、製造業、サービス業を中心とした各種業務の法定監査業務、IPO支援に携わる。その後、ファイナンシャルアドバイザーサービス部門にてM&A アドバイザー業務・財務デューディリジェンス業務・企業価値評価業務等に従事。

✓組織再編によりデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社に異動し、主に国内ミドルキャップ案件のM&Aアドバイザーとして、豊富な成約実績を収める。

✓2018年、これまで以上に柔軟に迅速に各種ニーズに応えるべく、株式会社M&A DX（旧株式会社すばる）を設立し、現在に至る。

2. 会社概要

会社名	株式会社M&A DX
代表取締役	代表取締役：牧田 彰俊（公認会計士）
名古屋オフィス	〒460-0002 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番15号 50KT中駒ビル6F
東京オフィス	〒105-5117 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービルディング南館17階
大阪オフィス	〒530-0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地一丁目13番22号 WeWork御堂筋フロンティア4F
電話番号	【東京オフィス】 03-6869-7015 【名古屋オフィス】 052-212-5567
E-mail	info@madx.co.jp
設立年月	2018年1月
資本金	5,000千円
提携先	金融機関様、法律事務所様、会計・税務事務所様 等
顧問先	上場会社様、中堅中小企業様、ベンチャー企業様 等
グループ会社	株式会社保険のすばる



M&A DX出店計画

創業後6年間で右記の地域への進出を計画しております。

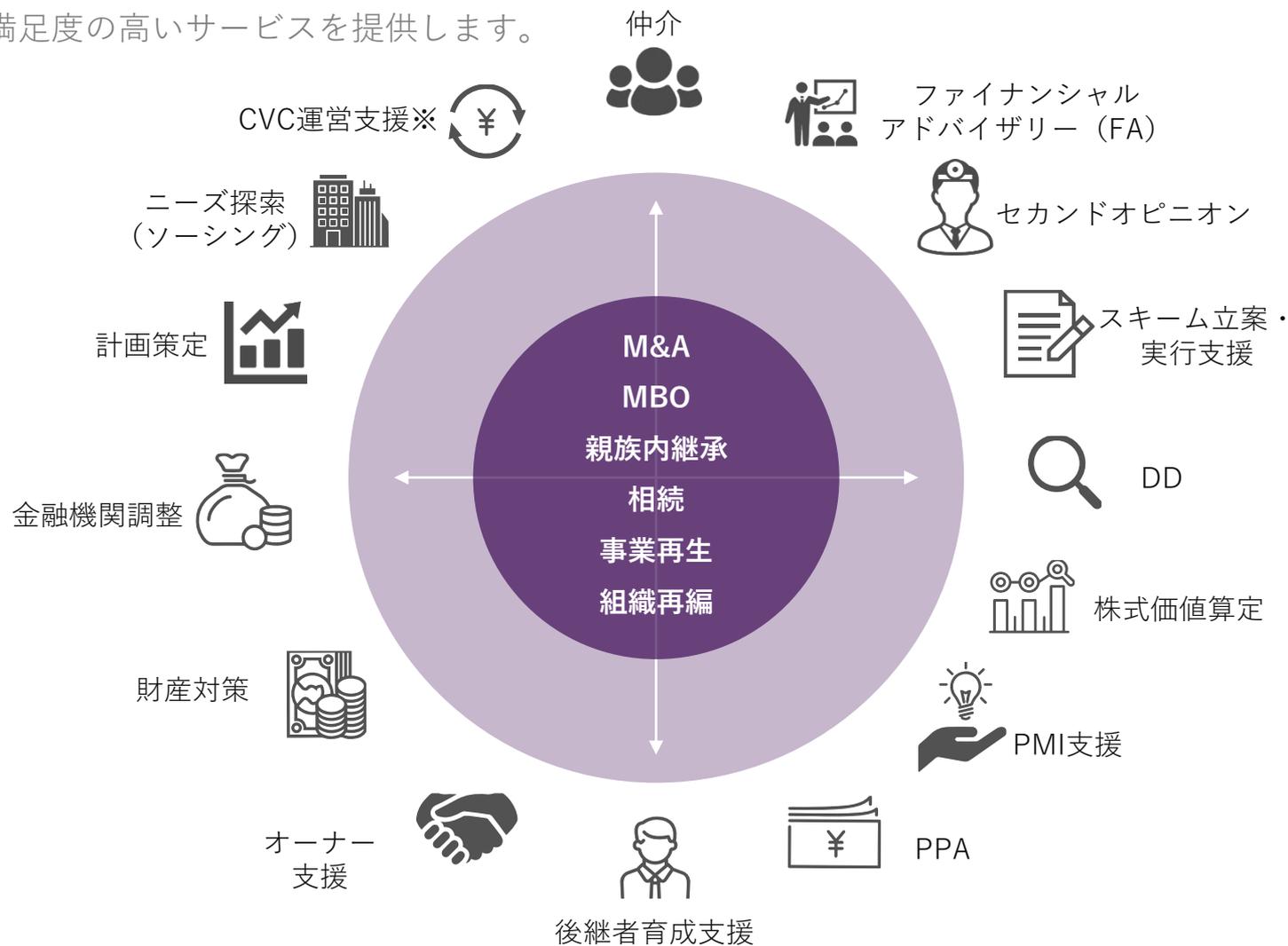
●：順次拡大予定

3. サービスラインナップ

M&A業界は通常5以下のサービスライン。

M&A DXは15 サービスを内製化し、

ワンストップで満足度の高いサービスを提供します。

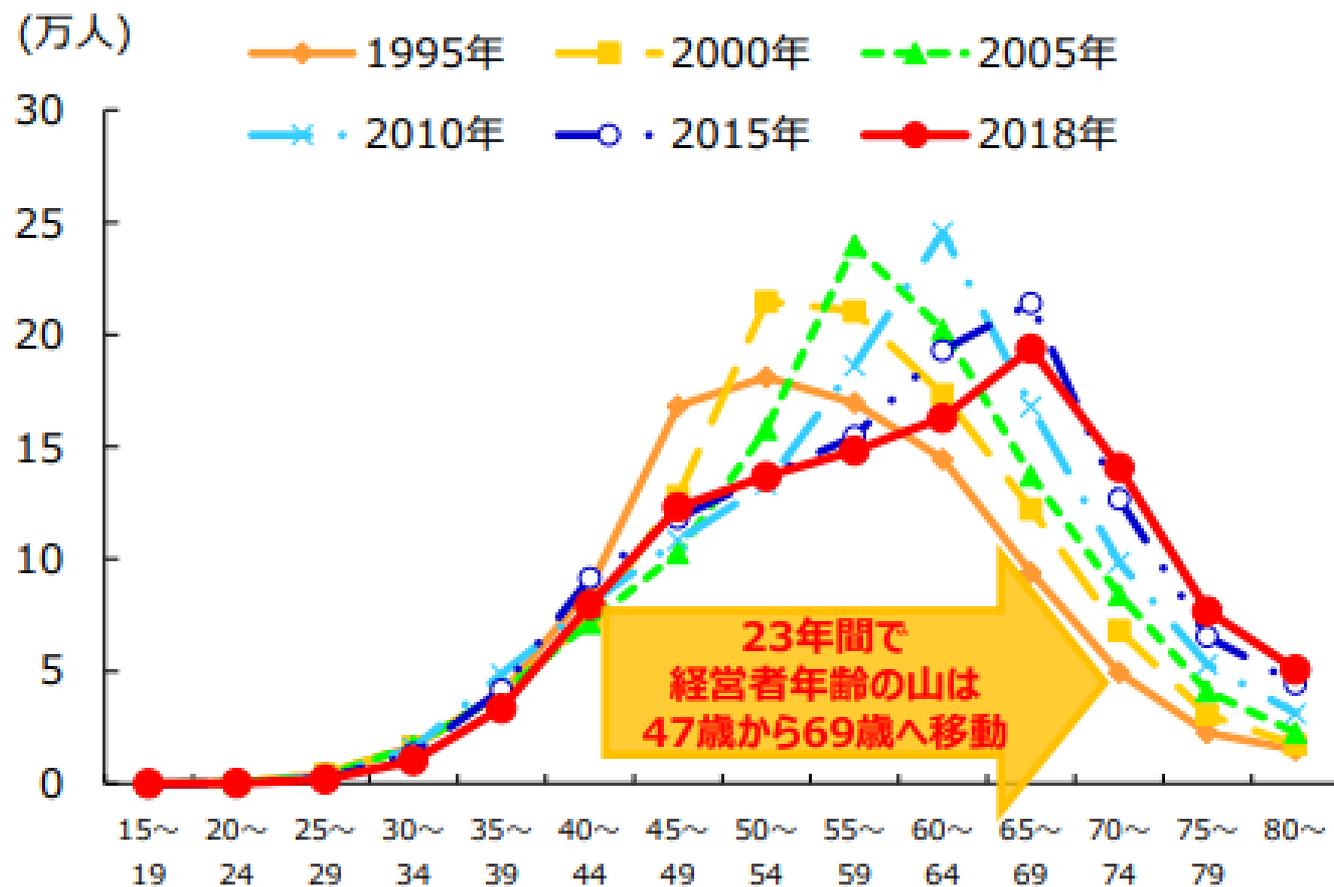


※金融庁に登録・届出が必要な業務を除く。

II. 事業承継環境

1-1. 経営者の状況

年代別中小企業の経営者年齢の分布



出典：中小企業庁「中小M&A」の意義

1-2. 経営者の状況

後継者不在率

→依然として高水準を維持

年代別	年別						
	2011	2014	2016	2017	2018	2019	2020
30代未満	88.8	92.9	94.5	92.1	94.1	91.9	92.7
30代	89.6	90.7	91.3	92.4	92.7	91.2	91.1
40代	85.9	87.4	88.0	88.1	88.2	85.8	84.5
50代	72.9	74.3	75.7	74.8	74.8	71.6	69.4
60代	54.5	53.9	54.3	53.1	52.3	49.5	48.2
70代	42.7	42.6	43.3	42.3	42.0	39.9	38.6
80代以上	34.1	34.2	34.7	34.2	33.2	31.8	31.8
全国平均 推移	65.9	65.4	66.1	66.5	66.4	65.2	65.1

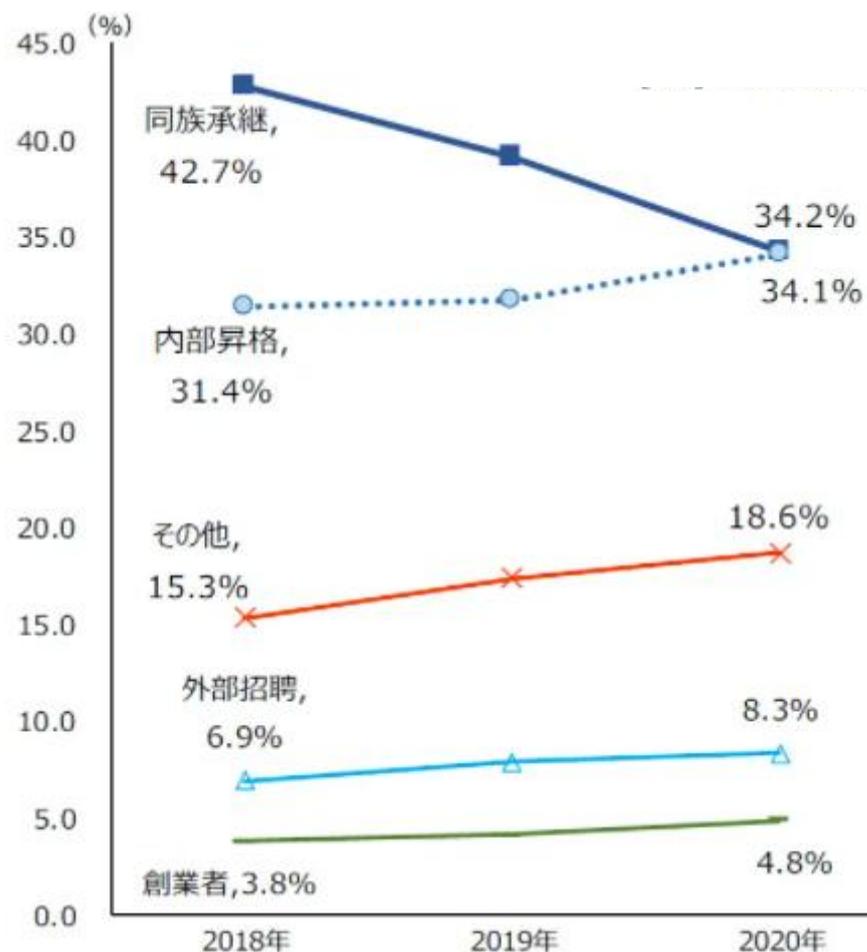
[注]赤字は前年比上昇を示す。2014年・16年はそれぞれ対11年、14年の比較

出典：帝国データバンク「全国企業「後継者不在率」動向調査（2020年）」

1-3. 経営者の状況

先代経営者との関係性（就任経緯別）

→同族（親族内）承継はよく行われる手法であるがその割合は減少し、親族以外の内部昇格、外部招聘、その他（M&A等）が増加している



出典：帝国データバンク「全国企業「後継者不在率」動向調査（2020年）」

2-1. 事業承継に関する悩み

家（イエ）の悩み

財産をどう分け
れば円滑に事業
承継ができるか

相続人の間で
トラブルは発生
しないか

遺留分を侵害せ
ずに納税資金を
準備できるか



オーナーの悩み

経営に対する悩み

息子に継いで経営
は上手くいくか

後継者は従業員
・取引先に受
け入れられるか

後継者に会社を
存続・成長させて
いく能力があるか

2-2. 事業承継に関する悩み

家（イエ）の悩み

- ・ 事業（会社）の承継の問題は同時にイエ（相続）の問題にもなる

<よくある課題>

- 株式をどう分けるか
- 事業に使用している資産をどう分けるか
- 納税資金はあるか
 - 非上場株は結構高いが現金化が難しいため相続税の問題が発生！
- 遺留分（遺言があっても最低限保証される相続人の取り分）を侵害しないか
- 他の相続人とのトラブルにならないか

親族内承継を行う場合、相続についてさまざまな悩みが存在する

2-3. 事業承継に関する悩み

経営の悩み

- 息子だから次の後継者というのは正しいのか
 - ✓ 日本では長男が後継者になるケースが多いが、最初から経営者である人はいない
 - ✓ 会社の経営上の決定権、財産についての処分権、人事権さらには取引先に対する影響力、従業員や他の役員に対する影響力など、経営者としての能力は代表になったからといって簡単には承継できるものではない
 - ✓ 債務保証を引き継ぐことも多く後継者となるには本人の覚悟が重要

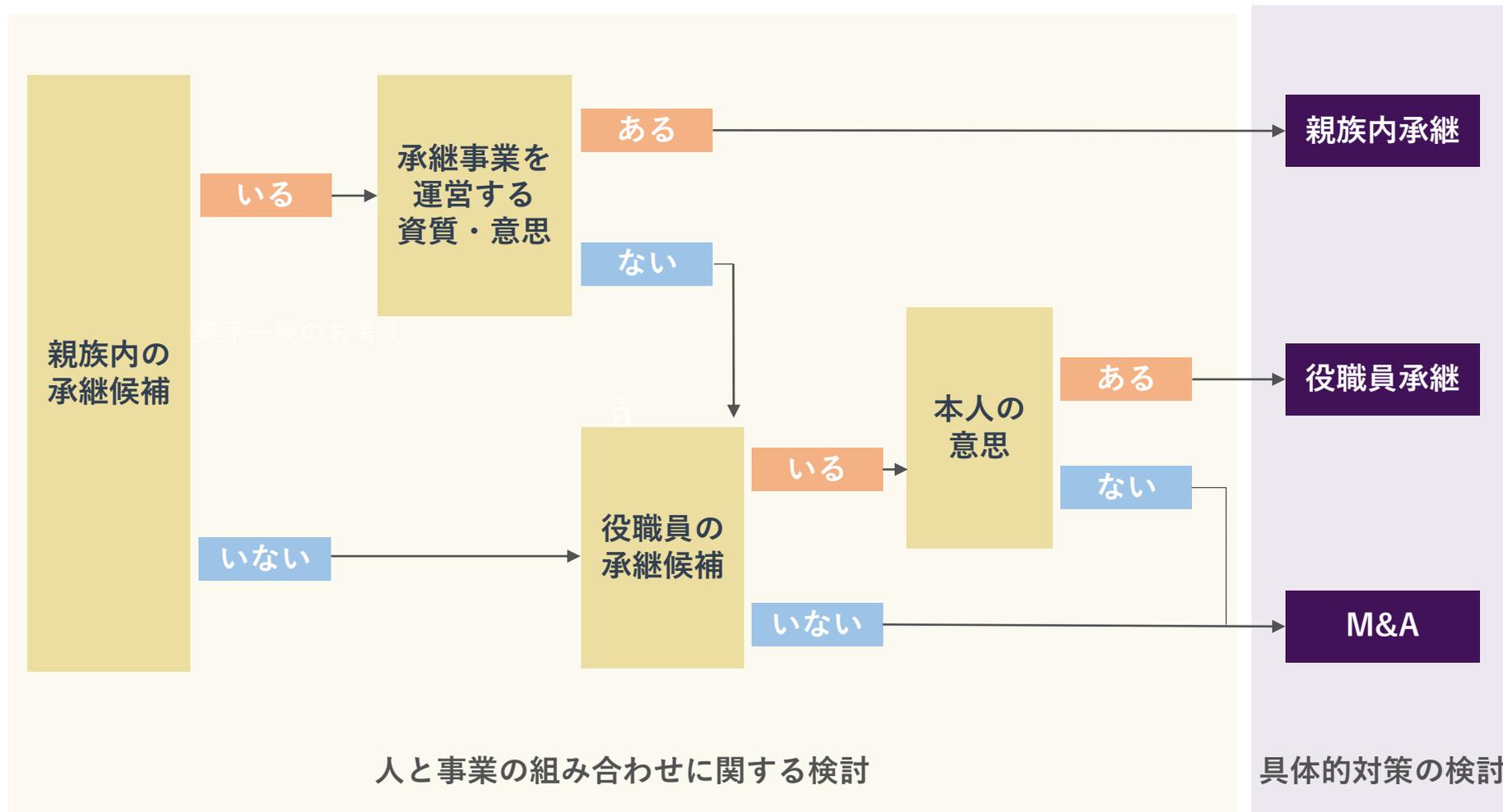
親族内承継だけでなく、広く事業承継の方法を検討する必要がある

III. 事業承継の方法

1-1. 事業承継の方法

事業承継フローチャート

最適な組み合わせを検討することで、具体的な事業承継方法を検討することが可能となります。



定義

- **親族内承継**

- お子様代表取締役となり、オーナー（親）の株式を相続・贈与・売買により譲り受ける方法

- **役職員承継**

- 会社の役員・従業員（非親族）が代表取締役となり、オーナーの株式を贈与・売買により譲り受ける方法

- **M&A**

- 社外の第三者（法人）がオーナーの株式を購入する方法
- 現オーナーは一定期間引継ぎ後退職し、新たな役員が派遣されることが多い

1-3. 事業承継の方法

親族内承継・役職員承継・M&Aの比較

項目	親族内承継	役職員承継	M&A	
適正のある後継者の存在	中	低	高	重要
所有と経営の一致	中	低	高	重要
株式売却代金の取得	低	中	高	
周囲からの理解	高	中	低	
成立可能性	高	中	低	

上記を考慮したうえで、親族内承継、役職員承継、M&Aのうちどの承継方法が最も望ましいのか検討することができます

1-4. 事業承継の方法

適正のある後継者の存在

1. 親族内承継 中

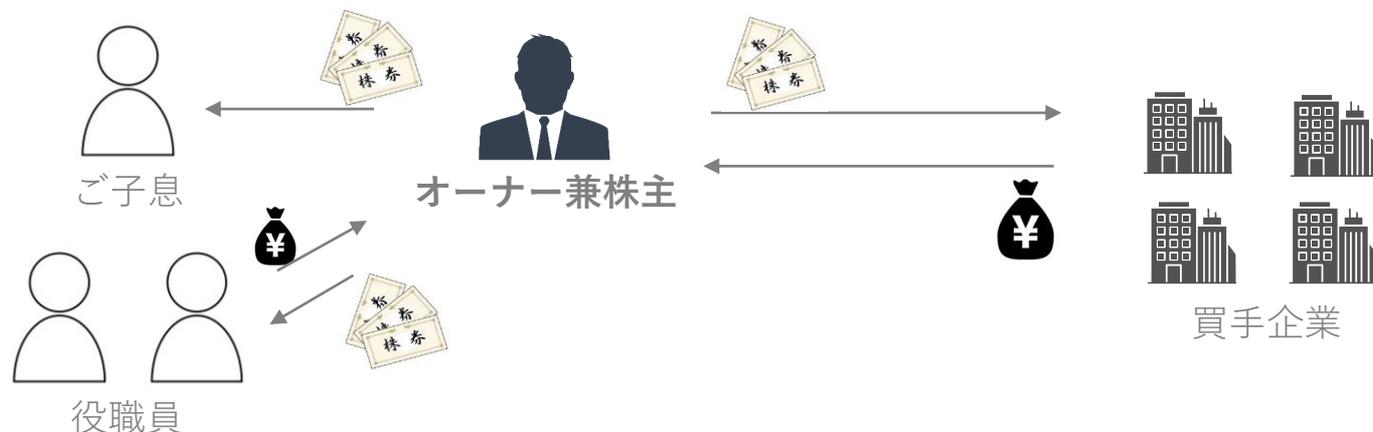
- 後継者としての能力・覚悟のあるお子様が必要

2. 役職員承継 低

- お子様が社外にいる場合等よりは後継者としての能力が備わっている可能性がある
- 現オーナーから株式を譲り受けるだけの資金力、親族内承継と同様に覚悟が必要

3. M&A 高

- 買手となりうる候補先は、親族内・役職員承継と比べて多い



1-5. 事業承継の方法

所有と経営の一致とは

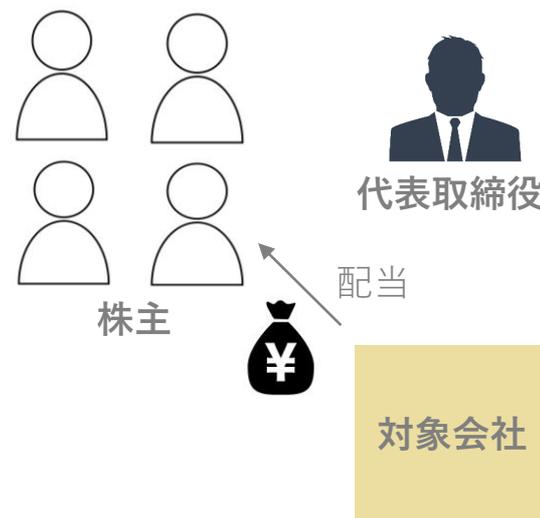
- ✓ 代表取締役が100%株式を所有している状態
- ✓ 代表取締役が株主総会を通して完全に会社をコントロールすることが可能になる
- ✓ 自社の業績を改善することで向上した企業価値がすべて100%株主である代表取締役に還元されるためインセンティブ設計として優れている

所有と経営の一致



- ✓ 実質的に会社の稼ぎはすべてオーナーの物になるため役員報酬や配当額は自由に設定可能

所有と経営の分離



- ✓ ガバナンスの効いた上場会社向けの組織体系
- ✓ 一定の重要事項、役員報酬額、配当額等は株主総会を通して決定される

非上場会社においては所有と経営が一致することが望ましい

1-6. 事業承継の方法

所有と経営の一致

1. 親族内承継 中

- 相続・贈与等を用いて資金負担少なく財産を移転することが多いため、100%株式を承継して所有と経営が一致することが多い
- ただし相続人間のトラブルや遺留分侵害の問題があると、後継者が100%株式を所有することが難しい

2. 役職員承継 低

- 後継者の資金力がない場合、サラリーマン社長になることが多い

3. M&A 高

- 買手は100%株式を購入するため、疑似的に所有と経営が一致

株式売却代金の取得

1. 親族内承継 低

- 相続・贈与等を用いて財産を移転することが多く売却代金の獲得は難しい

2. 役職員承継 中

- 後継者の資金負担を抑えるために贈与・低価格での売却をしたい場合、売却代金の獲得は難しい
- なるべく高く売却したい場合、後継者の懐事情によってM&Aほど高い価格で売却できることは少ない

3. M&A 高

- 最も高い株式売却代金を取得できる可能性が高い

周囲からの理解

1. 親族内承継 **高**

- お子様が会社を継ぐのが日本では一般的なため、従業員・取引先からの理解は得やすい

2. 役職員承継 **中**

- これまで会社で事業を牽引してくれた者が事業を承継した場合、親族内承継ほどではないが従業員・取引先の理解は得やすい

3. M&A **低**

- 従業員・取引先の理解を得るためにM&Aの必要性を十分に説明する必要がある

成立可能性

1. 親族内承継 高

- 両者が前向きに検討すれば、その後はスムーズに進む

2. 役職員承継 中

- 後継者の資金負担を抑えるために贈与・低価格での売却をしたい場合、両者が前向きに検討すれば、その後はスムーズに進む
- なるべく高く売却したい場合、交渉が必要になるがM&Aのように細かい契約内容を詰めることは少ない

3. M&A 低

- 完全なる第三者間なので交渉事が多く、契約内容も細かくなってくる

IV. 親族内承継（相続）の留意点

1-1. 親族内承継（相続）の留意点

資産承継の考え方

自社株式・事業用資産の後継者への承継が重要

（自社株式）

- 株主総会特別決議が支配可能な3分の2以上、少なくとも普通決議が支配可能な1/2超の議決権を **事業承継対象者へ集中させるのが理想**

（事業用資産）

- 事業承継対象者へ集中or法人所有が理想

後継者に承継すべき資産



株式



事業用不動産・設備



運転資金

1-2. 親族内承継（相続）の留意点

資産承継の考え方

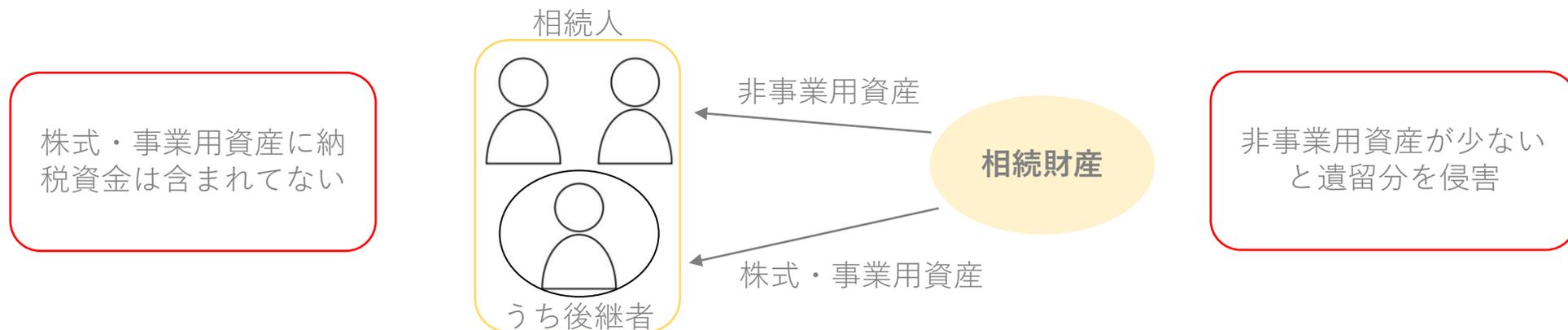
遺留分・納税資金の対策が必要

（遺留分）

- 遺留分により自社株式・事業用資産の事業承継対象者への集中を阻害される可能性がある
- **遺留分を侵害しないための対策**（事業用資産以外の資産増加）が必要

（納税資金）

- 非上場株式は現金化が難しいため**相続税の納税資金対策は必要不可欠**



1-3. 親族内承継（相続）の留意点

（参考）法定相続人と法定相続分

法定相続人と法定相続分

相続順位	法定相続人と法定相続分	
子どもがいる場合 (第1順位)	配偶者  $\frac{1}{2}$	子ども  $\frac{1}{2}$ を 人数で分けます
子どもがおらず 父母がいる場合 (第2順位)	配偶者  $\frac{2}{3}$	父母等  $\frac{1}{3}$ を 人数で分けます
子どもと父母が ともにおらず、 兄弟がいる場合 (第3順位)	配偶者  $\frac{3}{4}$	兄弟姉妹  $\frac{1}{4}$ を 人数で分けます

代襲相続
(だいしゅうそうぞく) → 相続人となるべき子どもや兄弟姉妹が相続開始前に死亡しているときは、孫や甥・姪が代わって相続することができます。

1-4. 親族内承継（相続）の留意点

資産承継の基本的な方法

株式の承継の基本的な方法は①売買②生前贈与③遺言の3つに大別されます

項目	遺留分		承継者の資金負担	備考
	対象	価格上昇による増加		
①売買	○ 対象外	○ 対応 (売買時点の価額)	× 必要 (売買代金)	以下の場合には有効 ・株価が安価 ・承継者が資金の用立てが可能
②生前贈与	× 対象	× 未対応 (相続時点の価額)	△ 必要な場合あり (贈与税)	以下の場合には有効 ・遺留分対策が可能 ・事業承継税制を含む株価対策が可能
③遺言	× 対象	× 未対応 (相続時点の価額)	△ 必要な場合あり (相続税)	以下のような問題点 ・撤回可能なため、承継者の立場が不安定 ・遺留分対策が生前贈与と比較して困難

遺留分に関する民法の特例等により対応可能！

事業承継税制等の各種税制の活用により対応可能！

V. 税法における株式の評価方法

1. 税法・M&Aにおける株式の評価方法の比較

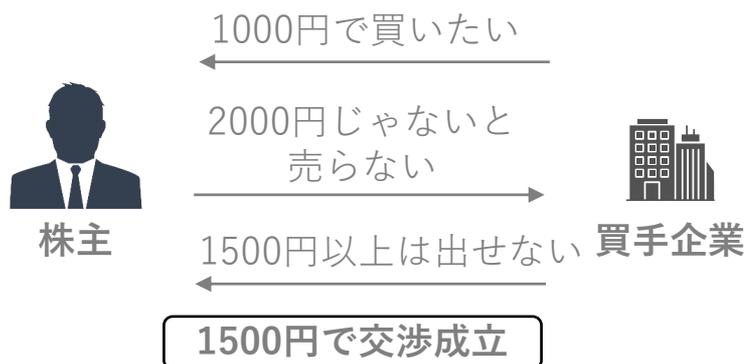
項目	税法における株式の評価方法	M&Aにおける株式の評価方法
評価内容	親族間取引の時価	第三者間取引の売買価額
評価額	低	高
売買価額	<ul style="list-style-type: none">・原則時価取引・余分な税負担を覚悟すれば時価と異なる価額を売買価額として設定可能	<ul style="list-style-type: none">・評価額はあくまで参考・交渉により売買価額決定

2-1. 税法における株式の評価方法

取引価格の税法における見解

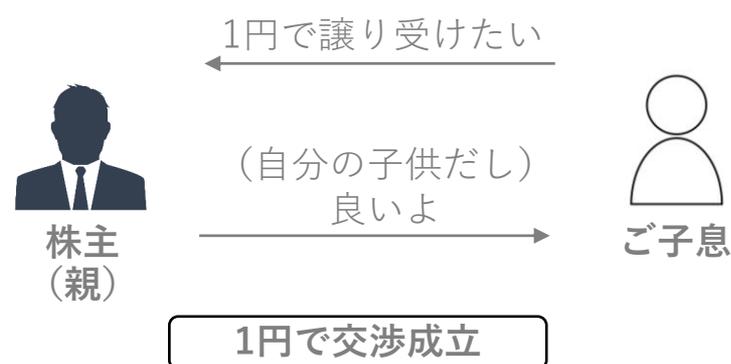
1. M&Aの交渉において決まった取引価格は「第三者間の取引価格」として、税法上もその価格を時価とする見解が主流
2. 親族内承継（役職員承継を含むときも）は第三者間取引ではないため、相続税等の問題が起きないように「税法による株式の評価方法」を用いるのが一般的

M&Aの場合



第三者間の取引価格として、税法上も
1500円が時価とされる

親族内承継の場合



交渉価格は時価と認められず、税法に
よる株式の評価方法で時価を計算

2-2. 税法における株式の評価方法

税法における株式の評価方法

- 売手・買手が少数株主かそうでないか（税法では同族株主又は中心的同族株主）によって異なる
→保有割合による評価の違い
- 売手・買手が個人か法人かによって異なる
→当事者による評価の違い（複雑なため今回は割愛）

2-3. 税法における株式の評価方法

保有割合による評価の違い

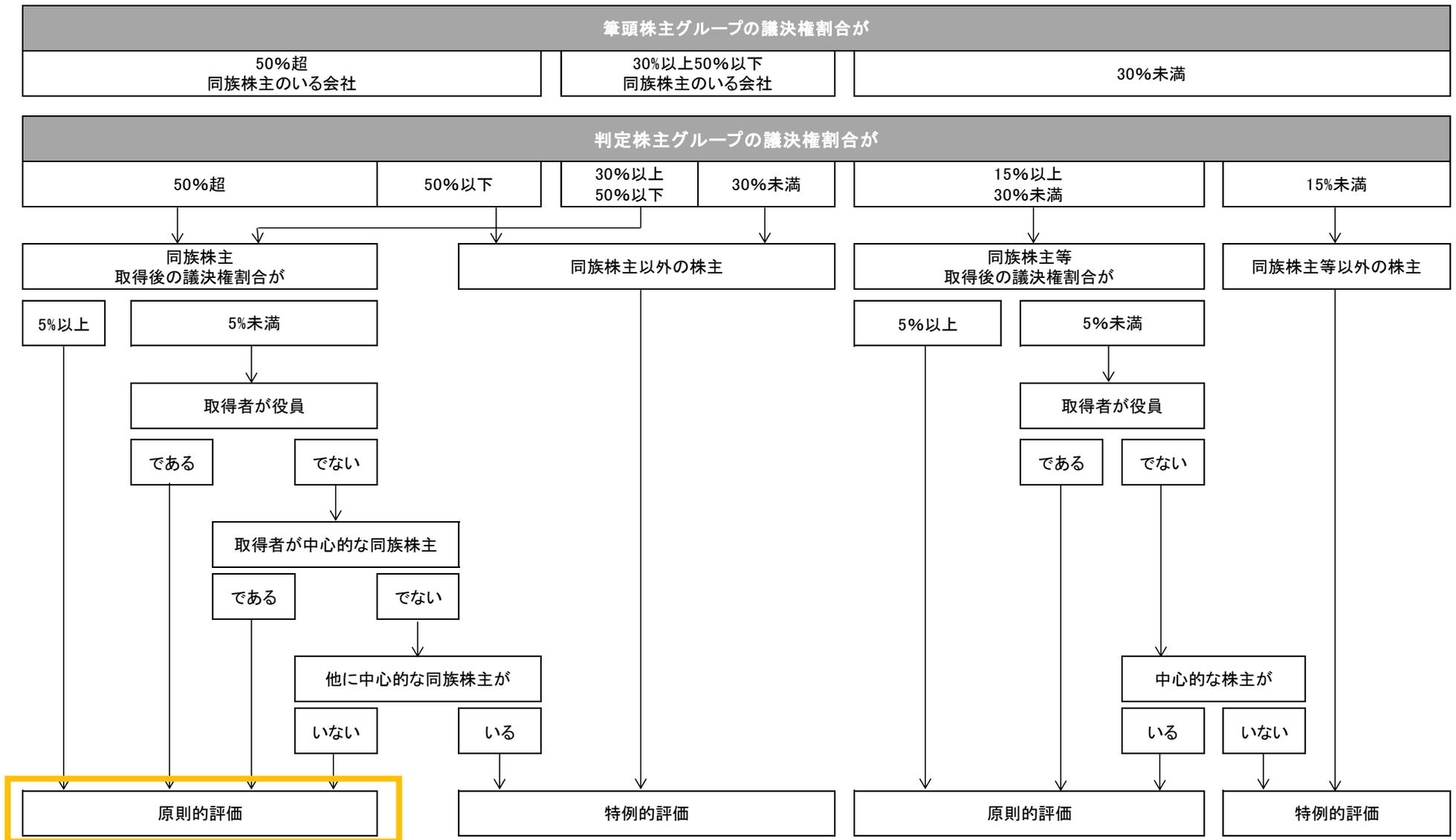
株主	評価方法	評価方式
同族株主	原則的評価方法	類似業種比準方式又は純資産価額方式、若しくはそれらの併用方式
同族株主以外	特例的評価方法	配当還元方式

※同族株主の定義は複雑だが、親族で50%超保有していれば同族株主となる

評価額は概ね、純資産価額方式 > 類似業種比準方式 > 配当還元方式となる

2-4. 税法における株式の評価方法

保有割合による評価の違い_同族株主判定フロー



2-5. 税法における株式の評価方法

保有割合による評価の違い_用語の定義

同族株主	原則	株主の1人及びその同族関係者※の有する株式の合計数が、その会社の発行済株式総数の30%以上である場合の当該株主及びその同族関係者。
	特則	株主の1人及びその同族関係者の有する株式の合計数が最も多いグループの有する株式の合計数が、その会社の発行済株式総数の50%超である会社については、その50%超の株式を有するグループに属する株主。
中心的な同族株主		特定の同族株主の一人およびその配偶者、直系血族、兄弟姉妹、1親等の姻族(法人税法に定める同族関係者である会社のうち、これらの者の議決権割合が25%以上の会社を含む)の合計議決権割合が25%以上である場合におけるその特定の一人の株主をいう。
中心的な株主		同族株主のいない会社の株主の1人及びその同族関係者の有する株式の合計数が、その会社の発行済株式数の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の発行済株式数の11%以上の株式を所有している株主がいる場合の当該株主。
役員		社長、理事長、副社長、代表取締役、専務取締役、専務理事、常務取締役、常務理事、その他これらの者に準ずる役員、監査役及び監事。

※同族関係者

株主と同族関係にある個人	1.	親族(配偶者及び6親等内の血族、3親等内の姻族)
	2.	株主とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
	3.	個人株主の使用人
	4.	1から3以外の者で、個人株主から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
	5.	2から4に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
株主と同族関係にある会社	1.	株主の1人(個人株主については、その1人及びこれと上記の同族関係のある個人)が有する他の会社の株式の総数がその他の会社の発行済株式総数の50%以上に相当する場合におけるその他の会社
	2.	株主の1人と1の同族関係のある会社が有する他の会社の株式の総数がその他の会社の発行済株式総数の50%以上に相当する場合におけるその他の会社
	3.	株主の1人及び1,2の同族関係のある会社が有する他の会社の株式の総数がその他の会社の発行済株式総数の50%以上に相当する場合におけるその他の会社

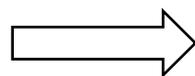
2-6. 税法における株式の評価方法

純資産価額方式

会社の資産と負債を時価評価して株価を算出する方法

資産	負債
	純資産

貸借対照表
(簿価純資産)



時価評価

資産	負債
	株式 評価額
時価 評価益	控除

÷ 発行済株式数
= 1株あたり評価額

2-7. 税法における株式の評価方法

類似業種比準方式

国税庁が発表している上場同業社の株価をベースに、当社と同業の「配当」「利益（課税所得）」「純資産」を比較して株価を算出する方法

$$\begin{aligned} & \text{1株あたり評価額} \\ = & \text{類似業種株価} \times \frac{\frac{\text{当社の配当}}{\text{類似業種配当}} + \frac{\text{当社の利益}}{\text{類似業種利益}} + \frac{\text{当社の純資産}}{\text{類似業種純資産}}}{3} \times \text{斟酌率} \\ & \hspace{15em} (0.5\sim 0.7) \end{aligned}$$

2-8. 税法における株式の評価方法

配当還元方式

配当の額を基準に評価する方法

$$\text{1株あたりの評価額} = \frac{\text{1株（50円）あたりの年間配当額}}{10\%} \times \frac{\text{1株あたりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

※年配当金額が2円50銭未満となる場合は2円50銭となるため、無配の場合、配当還元方式による株価はいわゆる額面（資本金等の額）の1/2となる

2-9. 税法における株式の評価方法

会社規模

会社の規模は総資産・従業員数・取引金額（売上）によって決まる

会社規模	A.総資産価額（帳簿価額）			B.従業員数	C.年間の取引金額（売上）		
	卸売業	小売・サービ	その他の事業		卸売業	小売・サービ	その他の事業
大会社	-	-	-	70人以上	-	-	-
	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上
中会社(大)	4億円以上	5億円以上	5億円以上	35人超	7億円以上	5億円以上	4億円以上
中会社(中)	2億円以上	2.5億円以上	2.5億円以上	20人超	3.5億円以上	2.5億円以上	2億円以上
中会社(小)	7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上
小会社	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満

判定ステップ

ステップ1 AとBを比べて少ない（小さい）規模を選択

ステップ2 ステップ2の結果とCを比べて多い（大きい）規模を選択

選択できる評価方法

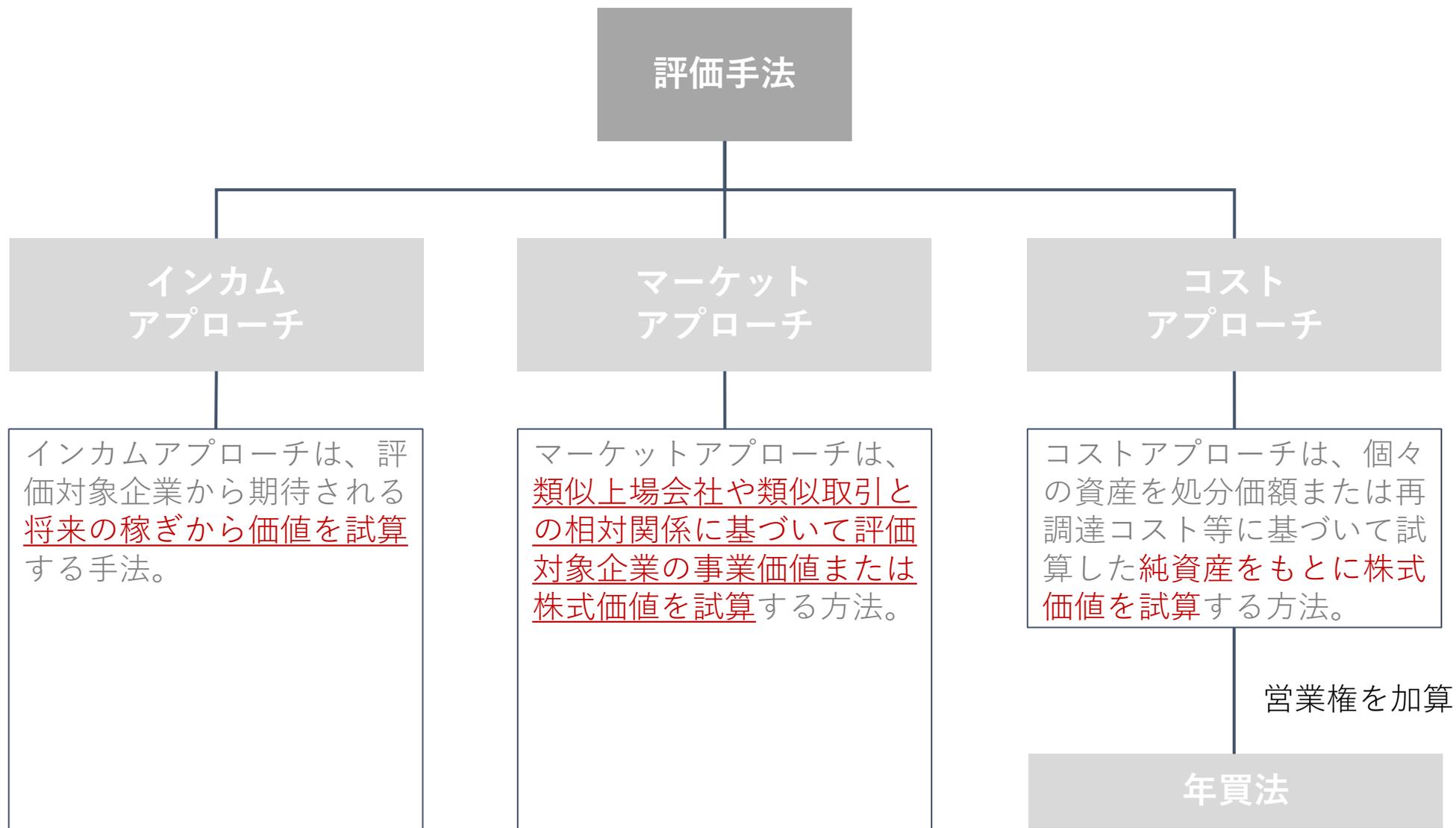
会社の規模ごとに類似業種比準価額と純資産価額の使用割合が変わる。

規模	評価方式1（原則）	評価方式2（組み合わせ）
大会社	純資産価額	類似業種比準価額
中会社(大)		類似業種比準価額 × 90% + 純資産価額 × 10%
中会社(中)		類似業種比準価額 × 75% + 純資産価額 × 25%
中会社(小)		類似業種比準価額 × 60% + 純資産価額 × 40%
小会社		類似業種比準価額 × 50% + 純資産価額 × 50%

会社規模ごとに評価方式1と2の選択が可能

VI. M&Aにおける株式の評価方法

1-1. 各評価手法の概要



1-2. 各評価手法の概要

評価アプローチ	評価手法	概要
インカム アプローチ	DCF法	将来獲得するキャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって事業価値を試算する方法
	収益還元法	将来の想定収益を永久還元することによって事業価値または株式価値を試算する方法
	配当還元法	将来の予想配当金を永久還元することによって株式価値を試算する方法
マーケット アプローチ	市場株価法	市場で取引されている価格に基づき株式価値を試算する方法（上場企業のみ適用可）
	類似会社比較法	上場類似会社の株価に基づく倍率を利用して事業価値または株式価値を試算する方法
	類似取引比較法	類似取引の買収価格に基づく倍率を利用して事業価値または株式価値を試算する方法
コスト アプローチ	時価純資産法	貸借対照表の資産及び負債を時価評価した後の純資産をもって株式価値を試算する方法
	修正簿価純資産法	簿価純資産額に重要な修正事項を考慮した後の純資産をもって株式価値を試算する方法

2-1. 年買法

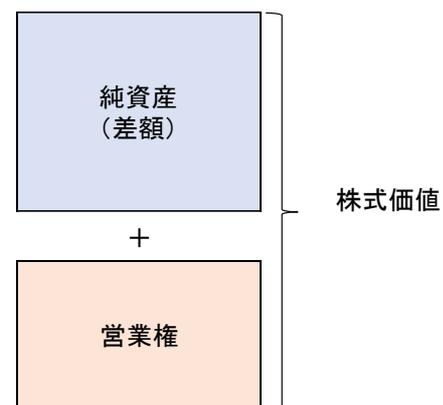
年買法による株式価値 = 修正簿価純資産価額 + 営業権

営業権 = 利益（過去の利益や予測利益） × X年分（期間に決まりはない）

1.時価純資産の試算



2.株式価値の試算



のれんの償却年数が最短で5年のため、5年で償却して会計上赤字にならない水準として、営業権 = 営業利益 × 1~5年で検討されることもある

純資産の主な調整項目

<資産サイド>

① 土地

- 「固定資産税評価額 \div 0.7」または「面積 \times 路線価 \div 0.8」で簡易的に時価評価が可能

② 投資有価証券

- 上場株式のように時価が存在する場合は時価評価可能

③ 保険積立金

- 解約返戻金額で時価評価

⇒これらの調整項目で、対応するものは税効果（将来現金化した際に支払う税金分がマイナス評価）も認識することが多い

2-3. 年買法

純資産の主な調整項目

<負債サイド>

- ① 賞与引当金・未払給与
- ② 資産除去債務
- ③ 退職給付引当金
- ④ 簿外債務（訴訟による損害賠償、過年度の未払残業代2～3年分 etc） など

⇒これらの調整項目で、対応するものは税効果（将来費用化した際に支払いが減る税金分がプラス評価）も認識することが多い

負債サイドは時価評価というよりも、買収企業が行っている会計基準に合わせて認識するであろう負債を確認している

2-4. 年買法

営業権 = 利益（営業利益、税引後当期純利益など） × X年

- 「利益」は過去の財務実績をそのまま使うのではなく、正常収益力を用いるべき
- 正常収益力とは主に以下の要素を修正した利益

1. 一時的な収益・費用の修正

（例）スポットの大口契約による売上、拠点の移転による二重家賃

2. 損益構造の変化の修正

（例）大口取引先の喪失、新規事業・廃止事業・M&Aの影響

3. 関連当事者（親族・株主・グループ会社等）取引の修正

（例）グループ会社から無償で受けているサービスについて、今後代替先と適正価格で取引

4. 事業運営に不必要と思われるコストの修正（ほとんどがオーナーに紐づくコスト）

（例）節税生命保険の保険料、買収後の適正額と比べると過大と思われる接待交際費・役員報酬（及び法定福利費）

正常収益力を分析することで、高い売却価格を訴求していくことが重要

3. DCF法

DCF法の計算イメージ



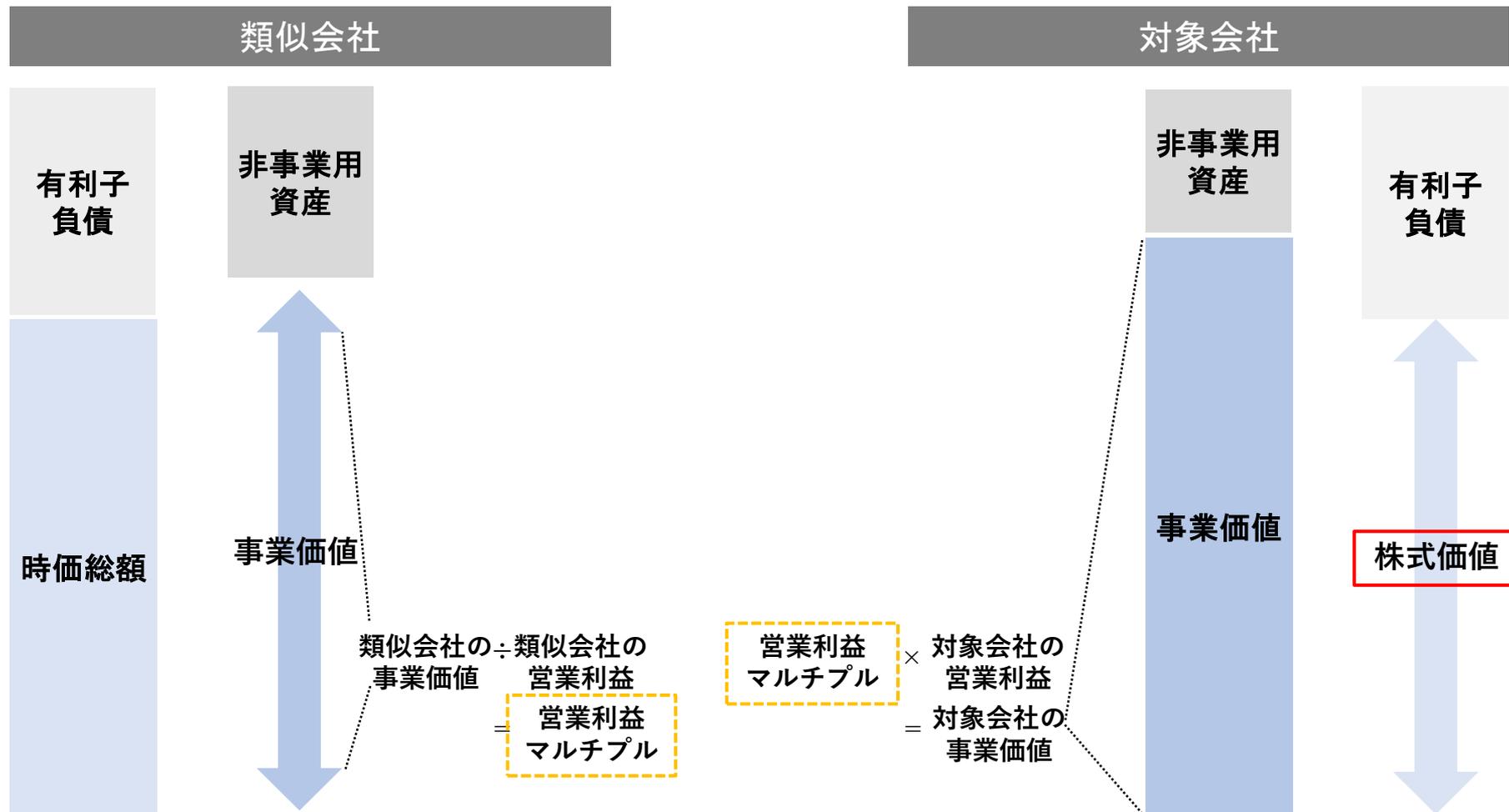
- ① 将来の稼ぎ（FCF）を現在の価値に割り引いて直接的に事業価値を計算
- ② 事業価値に非事業用資産（事業に使用していない資産で主に余剰現金）を足して、有利子負債等（主に借入金）を差し引いて株式価値を計算



DCF法は評価対象企業の将来の稼ぎを見積り、直接的に事業価値を計算する方法

4. 類似会社比較法

類似会社比較法の計算イメージ



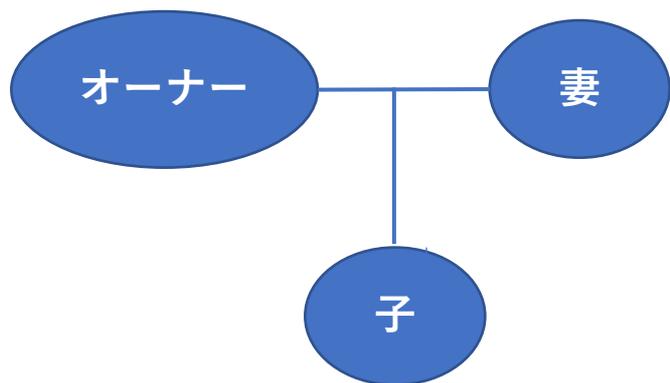
類似会社比較法は上場類似会社から逆算した事業価値と何らかの指標（上図では営業利益）の比が、対象会社でも成立するという前提で間接的に事業価値を計算する方法

VII. 相続とM&Aの計算事例

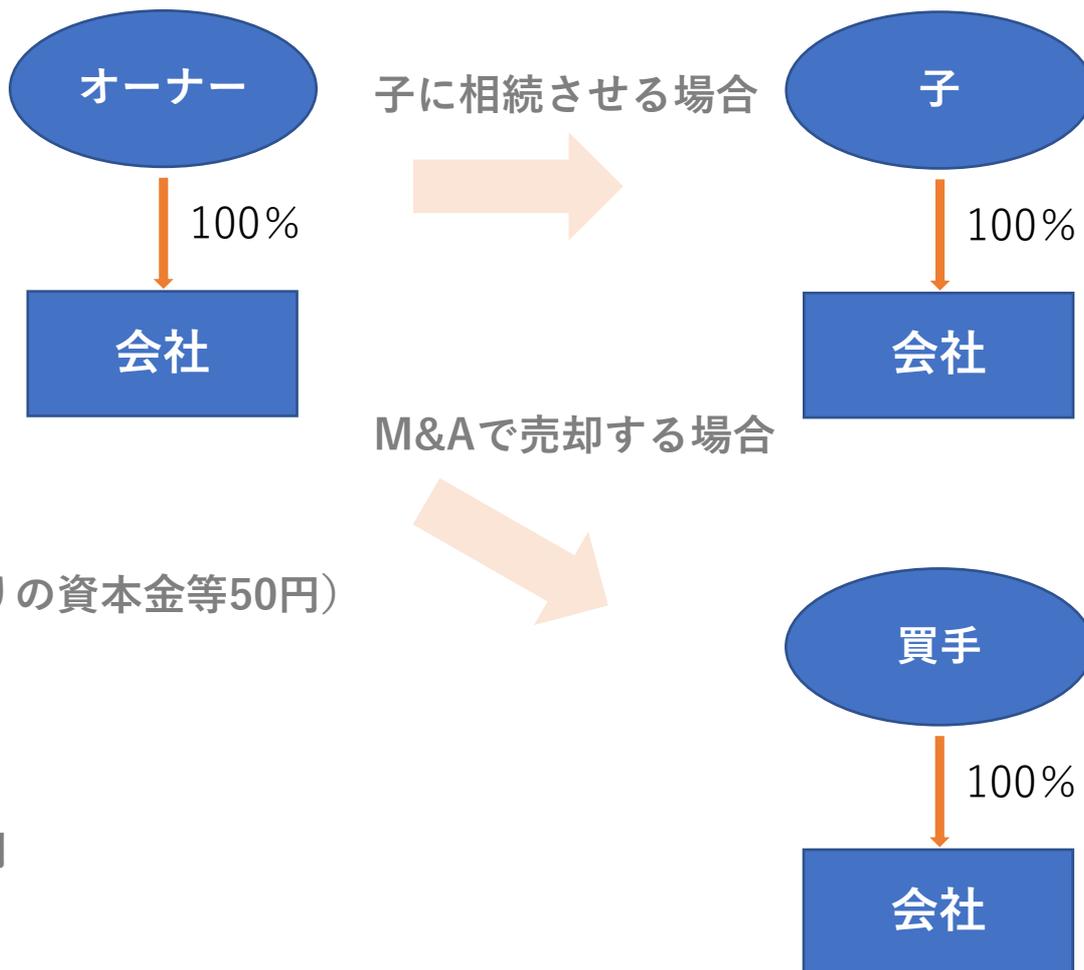
1-1. 相続とM&Aの計算事例

自社株式100%を子に相続させる場合 vs 自社株式100%をM&Aで売却する場合

・ 家族構成



・ 資本構成



・ 会社概要

- ✓ 業種：卸売業
- ✓ 発行済株式総数10万株（1株あたりの資本金等50円）
- ✓ 従業員数：50人
- ✓ 総資産：10億円
- ✓ 純資産：5億円
- ✓ 取引金額（売上）：20億円
- ✓ 営業利益（=当期純利益）：1億円
- ✓ 配当：ゼロ

1-2. 相続とM&Aの計算事例

自社株式100%を子に相続させる場合

- 会社の区分：同族株主のいる会社
- 属するグループ：同族株主
- 取得後の議決権割合：5%超

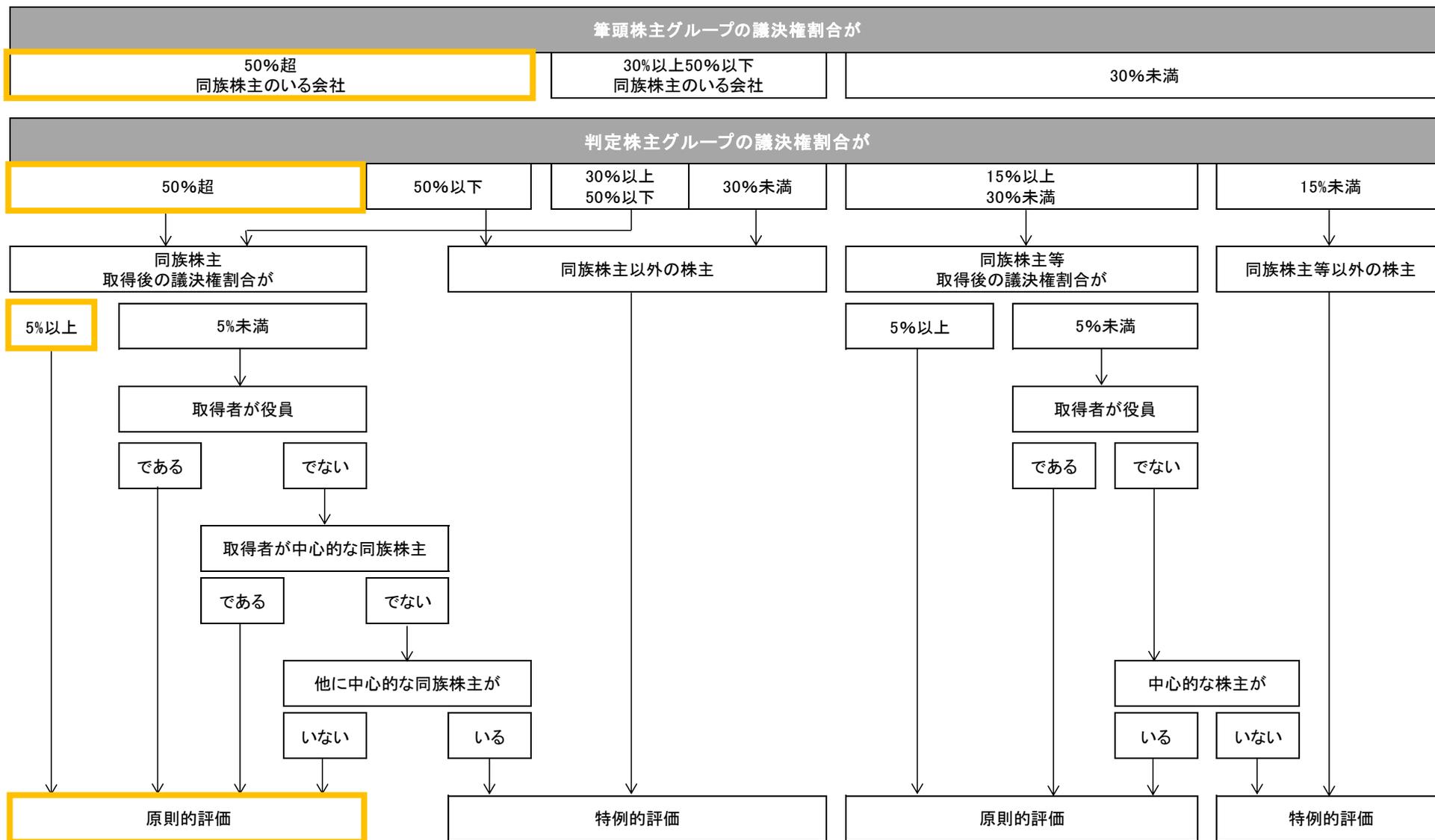
→以上より「**原則的評価方法**」が適用される

- 会社規模：中会社（大）

→以上より「**類似業種比準価額**」×0.9＋「**純資産価額**」×0.1が適用できる

税法における株式の評価方法（再掲）

保有割合による評価の違い_同族株主判定フロー



税法における株式の評価方法（再掲）

会社規模

会社の規模は総資産・従業員数・取引金額（売上）によって決まる

会社規模	A.総資産価額（帳簿価額）			B.従業員数	C.年間の取引金額（売上）		
	卸売業	小売・サービ	その他の事業		卸売業	小売・サービ	その他の事業
大会社	-	-	-	70人以上	-	-	-
	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上
中会社(大)	4億円以上	5億円以上	5億円以上	35人超	7億円以上	5億円以上	4億円以上
中会社(中)	2億円以上	2.5億円以上	2.5億円以上	20人超	3.5億円以上	2.5億円以上	2億円以上
中会社(小)	7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上
小会社	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満

判定ステップ

ステップ1 AとBを比べて少ない（小さい）規模を選択

ステップ2 ステップ2の結果とCを比べて多い（大きい）規模を選択

選択できる評価方法

会社の規模ごとに類似業種比準価額と純資産価額の使用割合が変わる。

規模	評価方式1（原則）	評価方式2（組み合わせ）
大会社		類似業種比準価額
中会社(大)		類似業種比準価額 × 90% + 純資産価額 × 10%
中会社(中)	純資産価額	類似業種比準価額 × 75% + 純資産価額 × 25%
中会社(小)		類似業種比準価額 × 60% + 純資産価額 × 40%
小会社		類似業種比準価額 × 50% + 純資産価額 × 50%

会社規模ごとに評価方式1と2の選択が可能

1-3. 相続とM&Aの計算事例

自社株式100%を子に相続させる場合

- 類似業種比準価額

→類似業種比準価額の式に1株あたりの配当、利益、純資産及び「機械器具卸売業」の類似業種の数値（国税庁のHP参照）を代入し計算

$$\begin{array}{r} \text{1株あたり評価額} \\ \begin{array}{r} 0 \\ \hline 7.7\text{円} \end{array} + \begin{array}{r} \boxed{1\text{億円} \div 10\text{万株}} \\ 1000\text{円} \\ \hline 38\text{円} \end{array} + \begin{array}{r} \boxed{5\text{億円} \div 10\text{万株}} \\ 5000\text{円} \\ \hline 353\text{円} \end{array} \\ \hline \end{array} \times \frac{354\text{円}}{3} \times 0.6 = 2863\text{円}$$

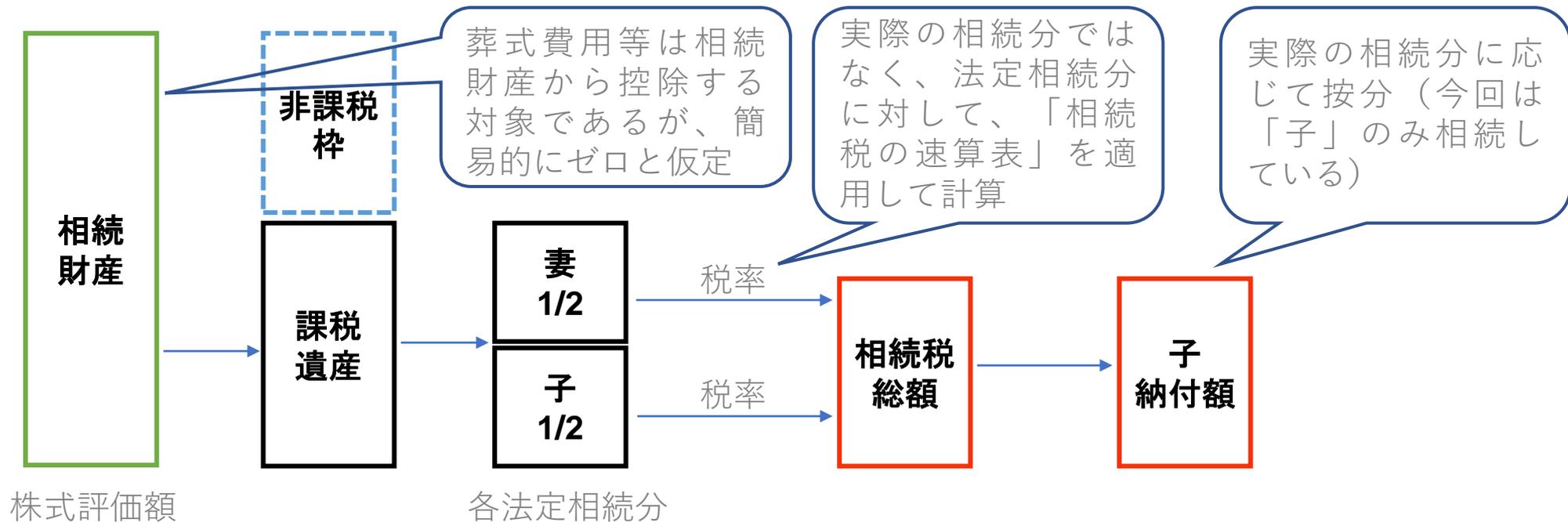
対象会社評価額 = 1株あたり評価額2863円 × 10万株 = 2億8630万円

- 純資産価額

対象会社評価額 = 5億円

1-4. 相続とM&Aの計算事例

自社株式100%を子に相続させる場合



- 相続財産 = 株式評価額 = (2億8630万円 × 0.9 + 5億円 × 0.1) = 3億767万円

- 非課税枠 = 3000万円 + 法定相続人の数 (2人) × 600万円 = 4200万円

- 課税遺産 = 相続財産 - 非課税枠 = 2億6567万円

- 相続税総額 (= 子納付額) = { (課税遺産 × 各法定相続分) × 税率 } × 2人
= { (2億6567万円 × 1/2) × 0.4 - 1700万円 } × 2人 = 7226万円

1-5. 相続とM&Aの計算事例

(参考) 相続税の速算表

【平成27年1月1日以後の場合】相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

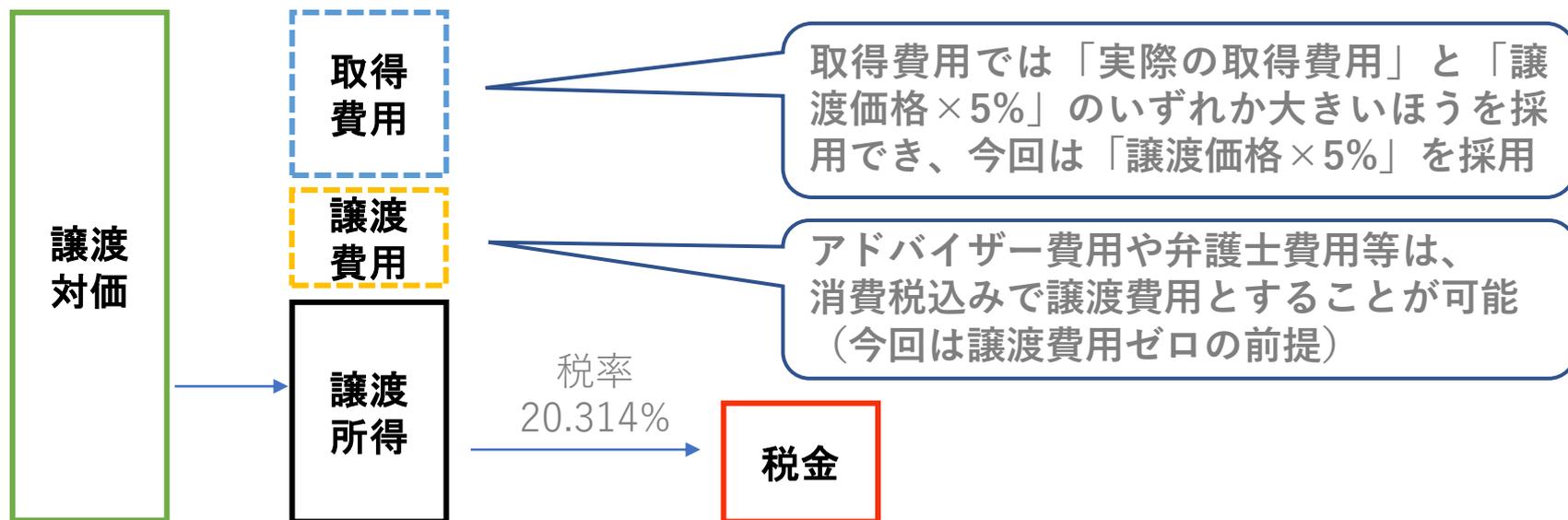
1-6. 相続とM&Aの計算事例

自社株式100%をM&Aで売却する場合

- 中小企業M&Aでよくみられる年買法の評価額で売却する想定
- 年買法による株式評価額
 - = 純資産 + 営業利益 × X年 (Xは今回3年を採用)
 - = 5億円 + 1億円 × 3年
 - = 8億円

1-7. 相続とM&Aの計算事例

自社株式100%をM&Aで売却する場合



- **譲渡対価** = 株式評価額 = 8億円
- **譲渡所得** = 譲渡対価 - **取得費用** - **譲渡費用**
= 8億円 - 8億円 × 0.05 - 0
= 7億6000万円
- **税金** = 譲渡所得 × 税率
= 7.6億円 × 20.314% = 1億5438万円

1-8. 相続とM&Aの計算事例

サマリー

項目	子に相続させる場合	M&Aで売却する場合
株式評価額	3億767万円	8億円
税率	相続税の速算表を参照 (累進課税)	株式譲渡所得 × 20.314%
税金	7226万円	1億5438万円
手取額 (獲得現金)	ゼロ	6億4562万円
メリット	<ul style="list-style-type: none">・ M&Aよりも株式評価額が小さくなるのが一般的で、<u>対策次第で税金を大きく減少させることが可能</u>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>累進課税と比べて株式評価額が大きいほどタックスメリット</u>・ 売却代金を獲得するため納税資金対策が不要
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・ 手取額がゼロのため別途納税資金の準備が必要・ 累進課税のため株式評価額が大きいほど税率が大きくなる	<ul style="list-style-type: none">・ 売却代金を獲得するのは親のため、別途相続対策が必要

ご清聴ありがとうございました

サービス紹介動画



公式HP



M&A大学



YouTube

